

## - 家族信託と成年後見 -

〒 670-0940 姫路市三左衛門堀西の町 2 0 7 番地  
姫路ソーホービル 2 階(姫路キャッスルホテル南裏正面)  
司法書士佐藤直路 TEL079-289-0540 FAX079-289-0545  
Mail satou@sihousyosihimeji.jp

### 第 1 章 判断能力が低下すると困ること

認知症等により判断能力が大きく低下すると、本人だけでは、金銭や預貯金、不動産などの管理ができなくなります。例えば、預金解約・新たな借入・不動産の処分・遺産分割協議などができなくなります。また、入院や施設入所といった介護や看護に関する契約を有効には結べなくなります。

### 第 2 章 認知症対策のメニューの概観

家族に頼めるか  
利用のコスト・報酬の支払いが必要か  
何時から何時まで利用できるか  
乱用の危険性は高くないか  
本人の希望を反映できるか  
制度設計の自由度があるか

- ・ 法定後見制度 - 認知症対策を取らなかったときに利用する法定後見人制度
- ・ 任意後見契約 - 認知症対策として後見人制度を契約により利用する制度
- ・ 財産管理契約 - 任意成年後見制度とセットで利用する委任による代理人制度
- ・ 家族信託契約 - 財産の所有権移転を伴う財産管理制度  
認知症対策として利用することができる
- ・ 身上監護契約 - 家族信託にない身上監護機能を補完する

## 第3章 法定成年後見制度

### 第1 法定成年後見制度

家庭裁判所に対し、本人の判断能力が著しく低下したとき、成年後見人等選任を申し立てることにより開始する。

#### 必ずしも後見人が選ばれるとは限りません - 後見・保佐・補助

本人が、診断書により「支援を受けても契約書等の意味内容を自ら理解し、判断することができない場合」に該当するレベルまで認知能力が下がったとき、成年後見人が選任されます。

そこまでのレベルではない場合には、保佐人、補助人が選任されます。

なお、家庭裁判所は後見人・保佐人・補助人を選任すると成年後見人や成年被後見人の住所氏名など一定の事項を登記します。これを成年後見人登記と言います。

#### 成年後見人等に家族が就任することはできるか？

後見人等の候補者として家族を推薦することができます。しかし、最終的に誰を選任するかは家庭裁判所が決めます。申立の直接の動機となった問題が解決しても成年後見は継続し、原則として本人が亡くなるまで報酬を支払います。後見人への報酬は毎月約5万円～10万円とされています。

#### 家族が成年後見人になると

家族が後見人に選任されると、家庭裁判所から成年後見支援信託の利用を促されることがあります。

成年後見支援信託は、本人が500万円から1000万円以上の換金可能な金銭や株式等を所持する場合、信託銀行に信託する方法です。

これを利用しない場合には、**専門家後見監督人**を付けることとなります。

後見監督人への報酬は毎月約1万円～3万円とされています。

### 第2 法定成年後見人について

#### 成年後見人の仕事

選任された成年後見人は、本人のすべての財産を管理し、本人を代理して財産上の契約や介護や看護に必要な身上監護契約等を結ぶ権限を与えられます。

ただし、本人の身の回りの世話や介護や看護は、後見人の仕事とはされていません。

本人が居住する自宅を処分する際には、家裁の許可が必要となります。

法定後見人は、本人が行った契約を取り消すことができます。

後に述べる任意後見人には、この取消権がありません。

**成年被後見人となった後にも、本人が自分でできることがあります。**

本人は、意思表示できる限り、遺言や結婚・離婚、養子縁組など、身分行為と呼ばれる行為をすることができます。また、本人は日常品の購入など日常生活に必要な行為を行うことができます。また、選挙権・被選挙権を失うことはありません。

法定成年後見人は、日常品の購入など日常生活に必要な行為以外の行為を取消することができます。

**法定成年後見人は、本人の財産をできるだけ減少させないように職務を行います。**

後見制度において、後見人は、あくまで本人のために職務を行い、家族のために職務を行う制度ではありません。基本的には、本人の財産がなるべく減少しないように職務を行います。家族が後見人になったとしても、そのように職務を行う義務があります。

## **第4章 任意後見制度**

**第1 任意後見制度を利用すると、ほぼ家族を後見人とすることができます。**

**第2 任意後見を利用する**

任意後見を開始するためには、本人が判断能力を有する内に、公証役場において、後見人候補者との間で任意後見契約を結んでおきます。

法定後見と異なり任意後見契約では、任意後見人の権限などを契約で決めます。

自宅売却処分等の権限を与えておけば、家庭裁判所の許可は原則として不要になります。また、賃貸物件の建て替えや借入、入居者との賃貸契約の締結などの権限を与えることも可能です。

公証人は、契約成立後、任意後見人候補者やその権限など一定の事項を登記します。

ただし、任意後見契約を締結しても直ちに契約の効力を生じません。

判断能力が低下し判断能力が不十分になった後、家族などから家庭裁判所に任意後見監督人の選任を申し立て、任意後見監督人が選任されたとき、はじめて任意後見候補者は任意後見人になります。

任意後見監督人となる専門家への報酬は、月平均2万円ほどです。

**第3 本人が決める財産管理方法への指針（ライフプラン）**

任意後見契約では、被後見人になったとき、どのように後見して貰いたいかの希望についてライフプランとして定めておくことができます。たとえば贈与に相当する慶弔費、お年玉、親族への支援などについて適切な支出基準を定めておくことにより、本人の財産からの支出が認められます。ただし、実際に高額財産の処分や贈与については、後見監督人や家裁の判断を仰ぐようお勧めします。

**第4 任意後見人の報酬を定めますか？**

任意後見契約では、後見人の報酬を定めることも定めないこともできます。

## 第5章 財産管理委任契約

### 第1 財産管理委任契約の基本

任意財産管理契約は、民法に従い、本人の財産を管理するため、本人が委任者となり、受任者との間に結ぶ、財産管理に関する委任契約です。委任契約には、裁判所の関与もなく、受任者についての資格制限がありません。

財産管理委任契約は、契約締結と同時に効力を発効させることができます。

そのため、本人が判断能力を有する場合でも、身体が不自由な場合にも利用できます。

認知症対策として財産管理委任契約を用いる場合には、任意後見契約を同時に結び、判断能力が低下した後に後見監督人が選任されるまでのタイムラグを埋めるために限定して用います。

この場合、財産管理委任契約においては、本人の判断能力が低下した時点で、受任者は任意後見監督人選任を申立てる旨の条項を設けるのが通例です。

財産管理委任契約は、本人が受任者を監督できることを前提としています。

受任者の権限は、限定的にしておくことが可能です。

なお、金融機関によって、財産管理契約に対する理解や対応は様々ではありません。

後見監督人選任前に財産管理委任契約により取引ができるかどうか、事前に打ち合わせを行い金融機関の対応を確認しておく必要があります。

### 第2 本人に正常な判断能力と、信頼関係が委任契約の前提になっています。

委任契約の特徴として、委任者と受任者との間に信頼関係があることが前提としています。本人が健康な内は、受任者を監督できますが、判断能力が低下すると監督できなくなります。

任意後見契約への移行規定を設けないと、受任者は、本人の判断能力が低下した後も、規定の仕方によっては、本人が死亡した後でさえ、財産管理を継続する可能性がでてきます。契約の内容によっては、誰の監督も受けないこともあり悪用される危険が高くなります。

### 第3 見守り契約の活用

乱用を防ぐため、利害関係のない方との間に見守り契約を結び、定期的に本人に面談し、後見監督人選任申立時期の判断を委ねます。受任者が、任意後見監督人の申立人である場合は、自ら任意後見人を申し立てることができます。

### 第4 鬼っ子？ 財産管理委任契約の問題点

任意後見契約を結ばずに、本人の判断能力低下後も効力を維持する財産管理契約を単独で用いることは可能でしょうか？

以下、このような財産管理契約を単独型として話を進めます。

当事者にとってみれば、第三者の関与を必要としない点、必ずしも専門家報酬を必要としない点、さらに手続的なコストからも単独型がもっとも簡便に見えます。

また、民法においては、委任や委任に基づく代理権は、本人の判断能力が低下しても死亡しても消滅しないとされています。

しかし、**単独型には、事実上の制約があります。**

たとえば任意後見契約と併用して用いる**非単独型の財産管理委任契約**に対してさえも、原則として取引を認めない金融機関があります。認める場合にも、毎回本人との面談や意思能力の確認を行う例があります。他方で、簡単な届出を行えば、本人確認なしに認めている例もあります。

これに対し、**単独型の場合には、さらにスムーズに取引に応じる金融機関は、極めて少ないと思われる。**

**不動産取引においても、単独型は、ほぼ利用できません。**

なぜなら、売買契約締結時に関与する宅地建物取引業者も、不動産登記申請を業として代理する司法書士も、厳格な本人確認と意思確認を義務づけられており、**本人の意思を直接確認せずに取引を行うことはありません。**

売買などでは、買主の権利を保護するためにも、このような結論はやむを得ないと言えます。

#### **第10 死後事務委任契約**

本人の死後、葬儀、納骨、病院等への支払いなどの事務を行う方がいない場合、事務を行ってほしい方との間に**死後事務委任契約（第8参照）**を結ぶことができます。

**委任者が死亡しても契約を終了させない旨の合意は有効との最高裁判例があります。**

## 第6章 家族信託制度

### 第1 家族信託契約

#### 1 家族信託契約を理解する

##### 家族信託契約とは

「財産の所有者本人」=委託者が、特定の財産を管理・運用・処分してもらうため、「信頼できる人」=受託者に対し、特定の財産の所有権を移転し、信託を設定する契約です。信託契約により、特定の財産は信託財産になります。

同時に、「信託財産の管理・運用・処分等から生まれる利益を得る人」=受益者を定めます。委託者本人が受益者になることができます。これにより、委託者本人は、財産の管理等の責任を受託者に委ね、財産上の利益を得ることになります。

家族信託は、公正証書により作成することをお勧めします。

なお、遺言により信託を設定することもできますが、ここでは触れません。

成年後見制度と異なり、信託契約の締結と同時に効力を生じさせることができます。

なお、金融機関が取り扱う「家族信託」は、ここで説明する家族信託とは異なり、自由な設計ができません。おおむね、本人の死後、特定の預金について、特定の受取人に対し金銭の定期給付を行う商品が多いようです。

これとは別に、信託を専門とする信託会社があります。おおむね信託会社は、一定の最低価額以上の財産を対象にします。

##### 家族信託契約を結ぶ際、裁判所の関与を必要としません。

たとえば家族間だけで契約することも可能です。

信託法に従う限り、誰とどのような契約を結ぶかを自由に決めることができます。

##### 信託の基本的な仕組み ー代理制度との比較

信託は、所有権を管理権と受益権とに分離する制度です。

信託では、委託者本人が信託しようとする財産の所有権を受託者の名義に移転します。

その結果、受託者は、所有者として信託財産を管理運用処分することができるようになります。ただし、受託者は、受託者のために自由に信託財産を管理することができるわけではありません。受託者は、信託法と信託契約に定める信託目的および具体的な受託者の権限にしたがって管理しなければなりません。つまり、財産管理のために所有者になるのであって、完全な意味での所有者になるわけではありません。

本来、所有者は、自ら所有する財産を管理処分し、その利益を自ら得ることができます。しかし、信託では、通常は所有者として得られる利益を、受益権と呼び、所有権から分離し、受益者に与えることにしました。

他方、受益者は、所有権上の利益を得ることはできますが、財産を管理処分することはできません。

その結果、受益者は、受託者に対する債権者になります。

受益者は、受託者が信託契約に従って管理処分をしているかどうかを監督し、受託者が行う管理処分によって得た利益を請求する**受益債権**を持つことになります。

このように信託は、**所有権を管理処分権と実質的利益を得る受益権とに分離することにより、信託の目的を実現します。**

### 【閑話休題】 なぜ、所有権と受益債権を分離したのでしょうか。

長期にわたり、財産を安定的に管理する手法として、信託制度が生まれました。

たとえば、10年以上前の委任状を示し「私は本人の代理人です」と言っても、相手方は、委任契約が今も有効なのか、本人に確かめたくになります。

この点、信託の受託者は、不動産上は信託財産の所有者として公示されています。金銭については、外形上は受託者の金銭になっています。

### 信託法と信託契約

家族信託は、信託法に基づく**民事信託**の一種です。

信託には、営利を目的とする**商事信託**と非営利を目的とする**民事信託**との2種類があります。営利目的とは、不特定多数の人から信託を受託し、業務として反復継続して利益を得ることを言います。家族信託は、特定の人との間で行うことにより、非営利性を確保しつつ、家族の生活の安定や福祉の実現することを目的とします。

信託法は、民事信託の設定方法や委託者・受託者・受益者などの基本的な定義や役割、権利義務を詳細に定めています。

信託法には、信託契約により自由に設計できる事柄（**任意規定**）と、それを認めない事柄（**強行規定**）があります。この自由に設計できる**任意規定の部分については、信託契約に定めることにより信託法の定めによらないことができます。**

以上を前提に、信託契約に、信託目的、信託財産、受託者およびその権限、受益者、受益権の内容信託終了事由、終了後の信託財産や受益債権の帰属者など定めます。

以下、内容を見ていきます。

## 2 信託の目的

信託契約には、「信託の目的」として、**信託によって何を実現したいかを明確に定める必要があります。**

信託の目的は、信託契約を解釈したり、受託者の行為の指針となります。

以下に、信託目的の例を挙げておきます。

「高齢化により判断能力が低下したときに備え、生活の安定と福祉向上を図るため」

「障害のある子の生活を支えるため」

「浪費癖のある子の財産管理のため」

「円滑に相続財産を承継させるため」

「株式会社の経営の安定と事業承継を実現するため」

「事業資産の有効活用を図るため」

「共有不動産の管理運用処分を図るため」

### 3 信託の対象財産 - 財産の特定

信託では、本人の全財産を対象とすることができません。

そのため、信託財産を明確に特定する必要があります。

例えば、以下の例により、財産を特定して信託財産の対象とします。

- ・金銭については、その金額
- ・不動産については、登記事項や実測面積など
- ・賃貸借契約契約上の財産については、賃貸借契約の内容
- ・株式であれば、会社名や株式の種類や口数など

なお、一身専属的な年金受給権は信託財産とすることができません。

また、借金（負債）も原則として信託財産とすることができません。

信託財産にできない財産について管理が必要な場合、別途対処します。

税務上、信託財産は、委託者本人の財産からも及び受託者の固有財産からも「独立した財産」として、一種の法人のように扱われます。

信託財産は、委託者や受託者が破産しても法的に保護されます。（倒産隔離機能）

なお、信託財産については、独立して税務申告を行う必要があります。

### 4 受託者について

信託が成功するかどうかは、受託者に掛かっています。

家族、親族などから、責任感があり信頼できる方を選ぶことができます。

信託契約に、受託者に管理の方法や、どこまでの権限を与えるか定めます。

信託財産を管理運用処分、さらに運用のために借入を行う権限を与えることもできます。逆に、管理運用はできるが、処分等は行えないとすることもできます。

民事信託とされる家族信託では、業としての受託を禁止しています。

そのため、司法書士など専門家や一般の営利を目的とする法人は受託者になれません。ただし、専門家が受益者代理人や信託監督人になることはできます。

受託者に万が一事故があると、契約を変更して、次の受託者を探す必要があります。

家庭裁判所に選任申立をすることもできますが、時間が掛かります。

そのため、あらかじめ次の受託者の候補者を指定しておくことができます。

受託者を法人とすることもできます。ただし、営利目的の会社が、非営利目的の業務を行うことは適切とはいえません。この場合、家族信託を目的とする非営利目的の一般社団法人等を設立します。

受益者は法人の社員となり、受託法人を監督することができます。

#### 受託者の義務

受託者の義務は、信託法に定められており、信託契約に定めなくても受託者は信託法を守る必要があります。逆に、信託契約により、信託法に定める内容とは異なる例外を定めることができる場合があります。

## A 分別管理義務

受託者は、分信託財産を受託者の固有財産と分けて管理する義務を負います。

受託者は、形式上は信託財産の所有者になります。しかし、受託者にも固有の財産があります。受託者の債権者は、形式上受託者の財産であっても信託財産に対し、差押をすることはできないことになっています。

そのために、分別管理が求められます。

不動産を信託するときは、信託登記といって、信託財産であることを明らかにした登記をしなければならないことになっています。これにより、明らかに分別されます。

現金については、帳簿を付け、分別管理します。

信託された金銭を預金として管理する場合、通常は、受託者の固有財産とは別に設けた受託者名義の預金として管理します。しかし、通常の預金口座だと受託者固有の預金と区別することができません。

必要に応じ、信託財産であることを明らかにするため、信託口座を開設します。現在のところ、信託口座に対応する金融機関は限られており、開設するためには事前交渉が必要になります。なお、株式については、いまのところ信託口座のような特別な分別管理方法がありません。

## B 信託財産責任負担債務

受託者が信託財産に属する財産をもって履行する責任を負う債務

受託者は、「信託に関する債務」について、信託財産をもって支払えない場合には、自分の固有の財産をもって返済する責任を負っています。

信託財産のみを責任財産とする限定責任信託を選択することができます。

しかし、その要件は厳格です。

- 1) 信託契約などに限定責任信託である旨を示し、一定の事項を定めます。
- 2) 取引相手方への明示義務

受託者は、限定責任信託の受託者として取引をする場合、取引の相手方にその旨を示さなければなりません。

- 3) 登記

不動産の登記簿に信託財産である旨を登記することとは別に不動産の有無にかかわらず、限定責任信託登記規則により限定責任信託を設定したこと自体を登記します。

- 4) 限定責任信託の場合は、詳細な会計帳簿を作成し、受益者への配当などの給付可能額について制限があります。

## C 忠実義務

受託者は、受益者のため忠実に信託事務を処理しなければなりません。受託者は、信託事務を行うに当たり、もっぱら受託者自らの利益を図ってはなりません。

## D 利益相反行為の禁止

受託者は、以下のような受益者の利益に反する行為をしてはいけません。

ただし、信託契約に定めがある場合、事情を十分に説明して受益者の承諾を得ている場合、特別な事情がある場合などには認められることがあります。

信託財産から固有財産へ財産を移動したり、またその逆を行うこと。

信託財産に属する財産を、他の信託の信託財産に移動させること。

取引の相手方の代理人となって、信託財産の管理処分行為を行うこと。

信託財産を受託者固有の債務の担保に入れること。

第三者との間で信託財産のためにする行為するとき、受託者やその利害関係人の利益を図り、受益者の利益に反した行為をすること。

逆に、受託者やその利害関係人の利益を図り、受益者の利益になる行為をしないこと。

#### **E 報告義務・帳簿作成義務**

受託者は、受益者の求めに応じ、信託事務処理状況や信託財産に属する財産又は信託財産責任負担債務の状況について報告をしなければなりません。

また、受託者は、信託財産に係る帳簿を作成し、領収証の管理などを行います。

#### **F 善管注意義務**

受託者には、善良な管理者としての注意力をもって信託財産を管理する義務があります。善管注意義務という言葉は難しいですが、受託者の属している社会的・経済的地位や職業などにより、一般的に求められる程度の注意力を基準としています。

受託者がその任務を怠ったことにより、信託財産に損失が生じた場合には、受益者は受託者に対し、損失のてん補または原状の回復を請求することができます。

#### **G 公平義務**

同要の権利を持つ複数の受益者がいるときは、それぞれを公平に取り扱う必要があります。

#### **H 損失補填責任**

受託者がその任務を怠ったことにより、信託財産に損失が生じた場合、受益者の請求により、受託者は、損失補填、原状回復の責任を負います。

#### **受託者の任務終了**

受託者の任務は、以下の事由により終了します。

ただし、信託契約に別の定めをおくことができます。

受託者個人の死亡

受託者個人が後見開始・保佐開始の審判を受けること。

受託者が破産開始決定を受けること。

受託者法人の合併以外の理由による解散。

## 受託者の辞任

受託者は、委託者及び受益者の同意を得て辞任することができます。

ただし、信託契約に、別の定めをおくことができます。

やむを得ない事由があるとき、裁判所の許可を得て辞任することができます。

## 受託者の解任

### 信託行為において定めた事由

受託者は、受益者に対し、受託者の任務が終了したことを通知しなければなりません。新たな受託者が信託事務の処理をすることができるに至るまでは、信託財産を保管し、信託事務の引継ぎに協力しなければなりません。

### 受託者の解任

委託者及び受益者は、いつでもその合意により受託者を解任することができます。

ただし、受託者にとって不利な時期に受託者を解任したときは、やむを得ない事由がない限り、受託者の損害を賠償しなければなりません。

ただし、信託契約に、別の定めをおくことができます。

受託者が任務に違反し信託財産に著しい損害を与えたり、その他重要な事由があるときは、委託者又は受益者が裁判所に対し受託者の解任を申立てることができます。

### 新受託者の選任

受託者の任務が終了した場合、委託者及び受益者は、合意により、新受託者を選任することができます。ただし、信託契約に、別の定めをおくことができます。

合意による選任が難しい場合、利害関係人は、裁判所に申立てる新受託者の選任を求めることができます。

## 5 受益権・受益者

### 受益者・受益権

信託契約に定める受益権を持つ人を受益者と呼び、信託契約で指定します。

委託者本人は、信託契約に自らを受益者にすることができます。

受益債権は、金銭・不動産信託財産そのものを受け取る権利（元本受益権）と、利息や家賃など信託財産の運用による利益（収益受益権）とに分かれます。

たとえば、金銭であれば、金銭の元本と預金の利息にあたります。

契約に定めた金額や時期に応じて、金銭の給付を請求します。

### 受益権の承継

信託契約において、一定の条件や期限により、受益権を承継する者を定めることができます。その承継者の承継承継者、さらなる承継者を順次に定めることもできます。

家族の事情に応じて、配偶者、長男、孫などを順次、受益権の承継者を定めることにより、スムーズに財産を承継させることができます。

## **受益者変更権**

受益者を指定や変更できる者を定めておくことについては、信託法で規定されています。指定や変更をできる者として誰を指定するか、特に制約はありません。

## **受益権の承継・変更と税金**

受益権は、財産価値を持った債権であり、その承継は課税対象になります。

委託者本人が、信託設定時の最初の受益者である限り、贈与税は発生しません。

相続により受益権を承継させる場合は相続税の対象になります。

受益権を無償で承継させる場合は贈与税の対象になります。

受益権は債権であるため、譲渡しても不動産譲渡税や取得税の対象になりません。

## **6 受託者の監督等**

信託の受託者を監督する方法に、主に2通りあります。

一つは、受益者の信託契約上の一切の裁判上又は裁判外の権限を代理することができる「受益者代理人」を特定受益者毎に定める方法です。

もう一つは、「信託監督人」を選任する方法です。信託監督人は、すべての受益者のために受託者を監督します。

認知症対策に用いる場合には、原則として、受益者代理人等を設けます。

司法書士など専門家や一般の法人は受託者になれません。ただし、受益者代理人や信託監督人となることは可能です。

## 7 同意権・指図権

委託者は、信託設定の際に、受託者による信託財産の管理・処分・交付その他信託事務について、同意または指図をする権利を有する者を予め指名することができます。

これを「同意権者（同意者）」または「指図権者」といいます。

同意者・指図権者は、受益者の判断能力が不十分な場合は同意者として受益者を補佐し、判断能力が著しく低下してしまった場合は指図権者として受託者に対し受益債権の行使等を指図することができます。

但し、指図権者については信託法上の規定がないので、その権限や責任についてはまだ議論の余地が残されています。

なお、あまりに強大な権限を指図権者に与えてしまうと、受託者の存在意義が希薄になり信託本来のシステムを無視する結果にも繋がります。

指図権等を多用する場合には注意が必要です。

## 8 信託終了事由

期間や期限、条件など明確に定めます。

## 9 残余財産受益者または残余財産の帰属権利者

ここでも、相続・贈与等の課税対象になります。

## 10 信託と報酬

必要に応じ、受託者・受益者代理人・信託監督人に報酬を設定することができます。

委託者・受益者は、受託者を監督し信託契約を変更できます。

### 家族信託制度のメリット・デメリットのまとめ

**家族信託は、裁判所や第三者の関与なく始めることができます。**

家族信託では、委託や受益者本人の体調・判断能力に左右されない財産の管理処分が実現でき、成年後見と同様の機能を果たすことができます。

家族信託は契約ですから、どの財産を誰に託すか、どのような権限を与えるかを自由に決めることができます。

家族信託は、契約と同時に効力を生じ、本人が元気なときも、本人の死後においても、財産上の利益を承継する人を決めるなど、効力を維持することができます。

信託の仕組みを用い、遺言により財産を承継させたのと同様の効果を持たせることができます。さらに、財産上の利益を承継する人を順次決めることができるため、遺言ではできない方法により、財産を承継させることができます。

家族信託の対象となる信託財産は、本人や受託者が破産しても、法的に保護されます。（倒産隔離機能）

**信託財産は、委託者や受託者の固有の債務の責任になりません。**

家族信託を工夫すれば、認知症対策以外にも、共有財産等の管理、財産や事業の承継など様々な目的に利用できます。

家族信託を始めるためには、**信頼できる受託者が必要です。**

認知症対策に用いる場合には受益者に代わり受託者を監督する**受益者代理人の選定**が必要になります。

家族信託は、特定の財産を対象とし、**本人の全ての財産を対象とすることができません。**また、年金収入など信託の対象とできない財産があります。

そのため、信託の対象にすることができない財産の管理方法を検討する必要があります。

家族信託には、本人の判断能力が低下したとき、法定後見や任意後見のように、本人に代わって入院や入所契約を行うための**身上監護機能がありません。**

ただし、別に身上監護契約を結ぶことにより問題を解決することが可能です。

- × **受託者は、原則として、「信託上の債務」を固有財産をもって支払う責任がありません。**
- × 家族信託により財産の管理を任せる受託者には、**専門家や一般の法人がなることができません。**必要であれば、一般社団法人を設立して対処します。
- × 専門家に受託者を依頼できないため、家族などほんとうに信頼できる人がいないと利用できません。受託者の事務は簡単とはいえ、責任も重いため、家族でも引き受けを望まない場合も考えられます。
- × 信託不動産に関する損失は、信託財産以外からの所得と損益通算して課税対象の所得を減らすことができません。
- × 信託不動産から年間3万円以上の収入がある場合、信託計算書・信託計算書合計表を税務署に提出します。信託財産から不動産所得がある場合、不動産所得用の明細書の他に信託財産に関する明細書を別に作成する必要があります。
- × 家族信託を始める際、他の制度に比較すると**初期費用が高い**と言われています。  
ただし、人材を家族にすれば、専門家報酬コストを節約できるので、トータルコストとしては有利な場合もあります。

## 第2 家族信託における身上監護機能の補完

### 家族信託には身上監護機能がないという問題

家族信託単独では、受益者本人の判断能力が低下したとき、受益権により得た金銭管理ができない。家族信託には身上監護機能がない、という2つの問題があります。

リーガルサポートでは、この問題に法的に対処するため、受益者本人と受益者代理人との間における任意後見契約の締結を推奨しています。

それも一つの方法です。しかし、それでは、裁判所や第三者の関与を避けたいという希望は実現できません。

### 身上監護委任（金銭管理）契約

受益者本人を委任者とし、受益者代理人を受任者とする身上監護委任契約を結びます。

受任者に対し、ライフプランに基づき身上監護人契約等を締結する権限を与えます。

年金収入などは信託財産とすることができないため、必要に応じ、受任者に金銭管理権限を与えることも検討します。年金収入と受益権の金銭等の入金と、電気ガス水道、保険等の引き落としなど定期的な支出とを管理する口座を設けます。上記のとおり、受益権の給付内容を工夫することにより、受任者が管理する金銭を必要最小限度にしておくこともできます。受任者は、この口座のみを管理するものとします。さらに、受託者を受任者の監督人にするなどして乱用防止の対策を講じます。

民法上、本人の判断能力が低下しても委任や委任に基づく代理権は消滅しません。

念のため、その旨の確認規定を設けます。

なお、金銭管理権限を受任者に与えるときは、金融機関との打ち合わせが必要です。

### 受益権の給付内容の工夫

家族信託では認められない身上監護機能を補完する方法を提案します。

・ 受益者（受益者代理人）の指図により、受託者が、受益者の負担する債務を債権者に対し、直接に支払うことを受益権の給付内容とします。

これにより、受益者の生活上、身上監護契約上の費用を、信託財産から支払うことができます。

信託上の金銭が支払に不足するおそれがある場合に備え、受益者と受託者の合意により、適時、受益権による給付や年金等が振り込まれる預金口座から追加して金銭を信託できるようにしておきます。

### 第3 家族信託で何ができるか - 多様性・受益権の承継

家族信託の活用例の一部を紹介します。目的と希望に応じ、様々な工夫を加えることができます。

#### 1. 障がいをもつ子の親なき後問題（浪費癖ある相続人） - 受益権の承継

委託者	本人		
受託者	長男		
受益者	当初は本人	本人の死後	配偶者
	配偶者の死後	障がいのある次男	
受益者代理人	長女		
信託目的終了後の財産の帰属者		法定相続分により子に配分	

遺言では、相続させた財産を相続する次の相続人を定めることができませんが、家族信託では受益権者を順次指定し、次の相続人を決めたと同様の機能を果たせます。

家族を受託者とし、第一順位の受益者を委託者本人とし、本人の老後の生活の安定を図ります。

受益者本人の死亡を条件として二番目の受益者を配偶者とし、配偶者の死亡を条件として、三番目の受益者を障害をもつ子に指定し、配偶者と子の生活の安定を図ります。

受益権は信託契約の規定により承継されるため、受益権承継のための遺産分割協議は不要です。

浪費癖のある子にも相続権があります。

家族信託を利用し、浪費癖のある子を受託者とし、一度に高額な財産を相続させず、必要な金銭を定期的に給付することができます。

#### 2. 子がない相続の問題

委託者	本人		
受託者	甥		
受益者	当初は本人	本人の死後	配偶者
受益者代理人	姪		
信託目的終了後の財産の帰属者		甥・姪	

先祖代々の財産を保有する方が亡くなられたとします。本人が亡くなると配偶者が相続人になります。子がない場合、配偶者の死後、配偶者の親族（姻族）が相続します。

同様に、遺産分割協議で長男に相続させた場合、長男が死亡すれば長男の妻が相続します。長男に子どもがない場合、長男の妻が死亡後、長男の妻の親族が相続します。

家族信託では、兄弟や甥姪その他の親族を受益権の承継者に指定することができます。

#### 3. アパートオーナーの資産管理・運用処分

賃貸アパート経営をされている方が認知症になると、アパートの建替、建替に伴うローン契約、担保設定行為、老朽化によるリフォーム、賃料の管理売却等ができなくなり

ます。これを避けるため、家族信託により対応することができます。

アパートを信託財産とし、受託者に名義を移転し、アパートの経営に関する権限を与えます。

#### 4．会社支配権の承継

一般的には、株式を譲渡または相続させ、承継させます。

「議決権なき株式」を発行し、株式の財産価値と会社支配とを分離して承継させる方法があります。しかし、手続きは、かなり複雑です。

信託を利用し、自社株を信託し、相続人に公平に受益権を与えた上、受託者に対する議決権行使指図権を設定し、会社の支配権を特定の親族に承継させることができます。

その他、親族に分散した自社株集約、自社株贈与スキーム等に利用します。

#### 5．生前贈与に代わる活用

内縁の妻への生前贈与の例を見ます。

一般的に、老後の面倒をみて貰うことを期待して、内縁の妻に生前贈与を行います。しかし、内縁関係が破綻したり、老後の面倒をみてくれなくなることがあります。

贈与契約を解除できる場合を除き、贈与した財産を取り戻すことはできません。

家族信託では、受益者代理人に**受益者変更指定権**を与え、一定の条件の下に、受益者を変更することができます。

#### 6．共有不動産の集約管理 - 管理の一元化

共有不動産の長期的一元管理を目的として信託を用いることができます。

共有不動産に信託を設定し、たとえば共有者の一人または法人を受託者として管理処分を行い、共有者には相続持分に応じ受益権を与えます。

共有者が認知症になっても、受益権を確保できます。

・受益権は、原則として他人に譲渡することができます。すると、換金を希望する共有者（相続人）は受益権の売却を考えます。これを避けるため、**受益権の譲渡を禁止**したり、共有者間においてのみ譲渡を認めるようにします。

・なお、共有不動産の管理のため、共有不動産を現物出資して会社を設立し、相続により相続人に株式を取得させる手法もありますが、不動産を現物出資すると、その段階で不動産譲渡税・取得税の対象になります。